

競争入札参加資格者の指名停止を行いました

「玄海町建設工事・委託業務に係る指名停止等に関する規程」により、指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行いました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

- (1) 対象業者：株式会社 佐電工 本社及び唐津営業所
(本社：佐賀県佐賀市天神1-4-3)
期 間：令和7年3月3日 から 令和7年11月2日まで（8か月）

2 指名停止の理由

多久市が発注し、令和4年10月25日に対象業者が受注した庭球場照明設備改修工事について、入札の秘密事項である指名業者名を対象業者の営業本部副本部長が同市職員より入手したことが、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に同副本部長が公競売入札妨害の疑いで佐賀県警に逮捕されたため。

3 指名停止期間の根拠

【玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程】

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 第1号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8か月以上 24か月以内

※指名停止期間の加算措置無し

7 令和5・6年度建設工事等の発注実績

令和6年度 1件 308,000円
令和5年度 5件 624,800円